

# しおかぜ

No.359 2023 11月号

令和6年度税制改正に関する提言	2~3
第131回税金よもやま話「令和5年10月からの酒税法改正」	4
第54回「知って得する？」社労士の独り言	
「令和6年4月から無期転換（有期労働契約）の労働条件明示が改正されます」	5
事業報告	6~7
藤沢税務署からのお知らせ	8
納税にはダイレクト納付が便利です！	9
医療百話「脊柱側彎症とは」	10
令和5年度下期分法人会費口座振替のお知らせ	10
おじゃましました！会員訪問	
Vol.048 株式会社フォービーさん	11

# 税制改正に関する提言

去る9月19日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

## 《はじめに》

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は「戦時」から「平時」のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で3.5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままでは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

## 《令和6年度税制改正スローガン》

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

## 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

#### (1) 役員給与の損金算入の拡充

##### ① 役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

##### ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

#### (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

### 2. 所得税関係

#### (1) 所得税のあり方

##### ① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

##### ② 各種控除制度の見直し



各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

### ③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

### (2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実や保育士の待遇改善など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。



## 3. 相続税・贈与税関係

(1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。



## 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。



## 令和5年10月からの酒税法改正

突然ですが、お酒はお好きですか。

コロナ禍を経て、仲間が集まりお酒を飲みかわすことの楽しさを再認識された方も多いかと思います。一方、在宅ワークによりご自宅でお酒を飲むことが習慣となった方もいらっしゃるかもしれません。

さて、本年令和5年10月から酒税法改正によりお酒にかかる税率が変更になりました。令和2年に引き続き税率変更で、令和8年10月にも再度税率の変更が予定されています。今回はその酒税法について考えたいと思います。

### 1. 酒税法とは

酒税の税率、徴収、製造および販売の免許等について定めた法律

原則としてアルコール分1度以上の飲料を「酒類」とし、製造方法や性状などの違いにより4種類に分類して税率を決定

酒税の課税額は平成6年度をピークに減少傾向で、令和3年度の課税額は1兆1,300億円（国税収入に占める割合1.6%）、課税額が多いものから順にビール34%、リキュール22%、単式蒸留焼酎（乙類焼酎）8%（国税庁「酒のしおり」より引用）

### 2. 税率の改正（財務省「酒税に関する資料」より引用）

#### (1) 令和5年9月までの税率

令和5年9月30日までの税率は右表のとおり4種類の区分の中でも特にビール系飲料は麦芽比率や製法により細かく分類

#### (2) 令和5年10月からの税率

ビール系飲料の税率変更（350ml換算、小数点以下切上げ）

ビール 70円→64円に引き下げ

発泡酒（麦芽比率25%未満）47円のまま

新ジャンル 38円→47円に引き上げ

清酒と果実酒の税率統一（1ℓあたり）

清酒（日本酒など）110,000円→100,000円へ引き下げ

果実酒（ワインなど）90,000円→100,000円へ引き上げ

#### (3) 令和8年10月からの税率

ビール系飲料の税率を55円（350ml換算、小数点以下切上げ）に統一

チューハイ等の税率を28円→35円（350ml換算、小数点以下切上げ）へ引き上げ

#### (4) 酒税法改正の影響

令和8年10月の税制改正後は税率が簡素化され、消費者や業界にとってもより分かりやすくなることが期待されています。

ビール系飲料は、低価格の新ジャンルを選んできた消費者の買い控えによりビール系飲料市場全体が縮小するとも予想されますが、ビールは減税となるため消費者にアピールしやすくなります。

日本酒やワインなどの醸造酒類も税率が統一され、税率による価格差はなくなります。

チューハイ等（その他の発泡性酒類）は、令和8年10月以後もビール系飲料より低い税率が維持されるため、低価格を求める消費者はこちらに流れると予想されています。

区 分	税率 (1ℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	200,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	167,125円	—
（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡酒類（いわゆる「新ジャンル」）	108,000円	—
（ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類）	80,000円	—
醸 造 酒 類	120,000円	—
清 酒	110,000円	—
果 実 酒	90,000円	—
蒸 留 酒 類	200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	370,000円	(アルコール分38度未満) (アルコール分21度以上) 10,000円
混 成 酒 類	200,000円	(アルコール分21度未満) (アルコール分21度以上) 10,000円
合成清酒	100,000円	—
みりん・雑種（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	120,000円	(アルコール分13度未満) (アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

### 3. 製造地域が限定されている「黒糖焼酎」

酒類を製造しようとする場合には、製造しようとする種類の品目別に、製造場ごとに所在地の所轄税務署長から製造免許を受ける必要があります。免許を受ければ、基本的にはどのような酒でも作ることができますが、唯一製造できる地域が限定されているお酒があります。

それが、鹿児島県の大島税務署管内（奄美群島区）のみで製造が許されている「黒糖焼酎」で、現在は27の蔵元のみで製造されています。なぜこのような特例が生じたのでしょうか。そこには奄美群島の歴史が大きく関わっています。

奄美群島は、終戦後に米国軍政府の占領下となり日本から分断され日本の酒税法の対象外でした。米軍統治下では米や麦などの食料を手に入れることすら困難で、贅沢品である酒を飲むことはできませんでした。そこで奄美群島内で収穫できる黒糖を使った焼酎の自家製造が盛んになりましたが、1953年に奄美群島が日本へ完全復帰するにいたって黒糖を原料とした焼酎の税率が問題となります。

そもそも日本の酒税法では、焼酎の材料として「糖類」を認めておらず、糖類を発酵させる酒は「スピリッツ」として焼酎より高い税率が課されてしまうことになりました。

1953年に本土復帰を迎える中、そのままではスピリッツとなり高い税率になってしまうことを阻止するため、黒糖を原料とした蒸留酒を「焼酎」として認めるよう、当時の蔵元の方々が必死に陳情を実施しました。その結果、「大島税務署管内」で「黒糖」と「米麴」を用いて作ることを条件として黒糖焼酎の製造が認められ、焼酎のままの税率を守ることができました（「ゼロから始める焼酎入門」 鮫島吉廣 著より引用）

好きなお酒の税率は上がりますが、それとも下がりますか。奄美群島の先人が税率をおさえる努力をしてくれたおかげで安く手に入る「黒糖焼酎」もすっきりした甘さでとても美味しいです。

私自身、数々の失敗を重ねながらもお酒をやめられないのは、お酒により人間関係が深くなり人生が豊かになるからかもしれません。税率など気にせず味を基準にお酒を選択される方が大半だとは思いますが、酒税法から飲むお酒を選択する日があってもいいのではないのでしょうか。

第 54 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
 特定社会保険労務士 石川 貢



令和 6 年 4 月から無期転換ルール(有期労働契約)の労働条件明示のルールが改正されます

無期転換ルールとは、平成 24 年 8 月に成立した「改正労働契約法」(平成 25 年 4 月 1 日施行)により、全ての企業で実施しなければならない雇用に関する新たなルールで、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が通算 5 年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの申込みにより、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

この「改正労働契約法」(平成 24 年法律第 56 号)は附則第 3 項で、同法施行 8 年経過後に、改正後の労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条の規定に基づく無期転換ルールについて、必要な措置を講ずるものと規定されていたため、厚生労働省は「多様化する労働契約のルールに関する検討会」(以下「検討会」という。)を令和 3 年 3 月に設置しました。この検討会では、主に①無期転換ルールの見直しと②多様な社員の労働契約関係の明確化を検討しました。検討会は計 13 回に亘って開かれ、令和 4 年 3 月 30 日に検討会報告書が公表されました。この検討会報告書の内容を受け、厚生労働省は令和 4 年 4 月に労働政策審議会労働条件分科会を立ち上げ「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について」検討を依頼し、①無期転換ルールに関する見直しと多様な正社員の雇用ルールの明確化等及び②今後の労働時間法制の在り方に関して、それぞれ 9 回に亘り検討を行い、令和 4 年 12 月 27 日に報告書(以下「分科会報告書」という。)が公表されました。

この「分科会報告書」に基づき①有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準、改正労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則並びに②職業安定法施行規則の一部が改正(以下「改正法」という。)されました。

次に改正法の概要について見ていきます。

①主に無期転換ルールに関する見直しと多様な正社員の雇用ルールの明確化等について

令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが変わります	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲※ 2 の明示 【労働基準法施行規則 5 条の改正】
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示【労働基準法施行規則 5 条の改正】 *併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。【雇止め告示※ 1 の改正】
無期転換ルール※に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会の明示【労働基準法施行規則 5 条の改正】 4. 無期転換後の労働条件の明示【労働基準法施行規則 5 条の改正】 *併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等との均等・均衡を考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 1 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※ 2 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

②職業安定法施行規則の一部が改正された概要

令和 5 年 6 月 28 日に職業安定法施行規則が改正され令和 6 年 4 月より、募集時等に明示すべき事項が追加されました。

求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和 6 年 4 月 1 日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となりました。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

今回の改正では、募集及び採用時の労働契約締結並びに契約更新時に新たな労働条件の明示が求められる為、改正法の施行までに対応できる準備を今からするようにしましょう。

出典：厚生労働省ホームページ

\* 「有期労働者の無期転換ポータルサイト」 <https://muki.mhlw.go.jp/>

# 法人会の事業

8/19(土)

参加人数40名

## 藤沢南支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



藤沢南支部のバーベキュー大会が、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催されました。

8/20(日)

参加人数71名

## 藤沢西支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



藤沢西支部のバーベキュー大会が、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催されました。

8/23(水)

参加人数29名

## 寒川支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)

寒川支部のボウリング大会が開催されました。競技結果を基にグループ分けを行いそれぞれ表彰しました。

〈男性〉Aグループ

- 1位 青笹善治氏 〈賛助会員〉
- 2位 樋口恭二氏 〈三洋興産有〉
- 3位 佐藤友人氏 〈榊湘南ユニテック〉

〈男性〉Bグループ

- 1位 栗原 連氏 〈井村ガス(株)〉
- 2位 小此内一男氏 〈榊湘南ユニテック〉
- 3位 小谷利雄氏 〈有(小谷木型製作所)〉

〈女性〉Aグループ

- 1位 太田尚子氏 〈榊湘南ユニテック〉

〈女性〉Bグループ

- 1位 鈴野幸代氏 〈榊湘南ユニテック〉

8/24(木)

参加人数25名

## 藤沢北東支部ボウリング大会 (湘南とうきゅうボウル)



藤沢北東支部のボウリング大会が開催されました。

- 1位 長嶋行光氏 〈(株)湘南コーポレーション〉
- 2位 吉田七海氏 〈賛助会員〉
- 3位 川越文祥氏 〈安藤植木(株)〉

8/27(日)

参加人数20名

## 藤沢法人会青年部会と平塚法人会 青年部会との合同交流会



恒例となっている平塚法人会青年部会との交流会は江島神社参拝並びにバーベキュー大会を開催しました。

9/11(月)

参加人数26名

## 第10回藤法レディースアカデミー 開講式 (藤沢法人会館)



第10回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された白田徳秀・藤沢税務署長をはじめ、垂野幸二・法人担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。

白田署長の講話では、“消費税の話～「歩み」と「問題点」～”と題し、消費税の歴史や消費税不正還付の手口と対応について解説いただき、とても有意義な講話でした。

9/6(水)

参加人数69名

## 合同役員会&会員懇談会(湘南鎌倉クリスタルホテル)



9月1日より始まった会員増強月間。それらに関する合同役員会と法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が、湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。

7月に着任された白田徳秀・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。

会員懇談会では企業紹介ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など盛大に行われました。

9/19(火) 参加人数11名

寒川支部研修バス旅行



「わさびづくしの旅～わさび田・浄蓮の滝」

9/20(水) 参加人数25名

藤沢西支部ゴルフ大会 (芙蓉カントリー倶楽部)



藤沢西支部のゴルフ大会が開催されました。

- 1位 中込大武 氏 <株平和堂典礼>
- 2位 田邊勝利 氏 <株田辺工務店>
- 3位 田村清成 氏 <株田村工務店>

9/21(木) 参加人数15名

藤沢南支部税務研修会 (藤沢法人会館)



藤沢南支部が主催する税務研修会は税理士の中江博行氏をお招きし、「インボイス制度の最終チェック～登録するかの最終の決断と登録後の記帳と電子帳簿保存をどうリンクさせるか～」と題し研修会を行いました。

9/23(土)

第48回藤沢市民まつり (JR藤沢駅コンコース内)



昨年は3年ぶりの開催を予定していた藤沢市民まつりですが、荒天により中止となったため、今年が4年ぶりの開催で、一般来場者へ税に関するパンフレット等を配布しました。



9/26(火)～28(木) 参加人数23名

組織委員会主催 2泊3日国内研修視察旅行



「なんばグランド花月で観る吉本新喜劇とUSJを巡る旅」

9/30(土) 参加人数29名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



青年部会では毎年、海岸清掃のボランティア活動をしています。

## 藤沢税務署からのお知らせ

### 1. プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて

- 国税のプレプリント納付書の送付は、これまで、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から実施してきました。
- 国税庁においては、納税者が税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるように、金融機関や関係省庁、関係民間団体と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。
- キャッシュレス納付、特に、デジタル（e-Tax）を活用した非対面の納付の更なる推進に取り組むことで、納税者は、申告から納付の手続きをより簡単・便利に行うことが可能となり、納付書が不要となります。
- 令和4年12月1日からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和5年度税制改正においては、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところであり、更なる納税者の利便性の向上が期待できます。
- 行政コストを含む社会全体のコストの縮減と効率化を図るとともに、これらの諸般の事情も踏まえ、今般、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととし、令和6年5月送付分（法人の令和6年4月決算分）から実施したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 2. プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性（法人納税者）

① 法人納税者

◀見直し前▶ ○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ✕：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし		ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし	
	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

◀見直し後▶

網掛け部分：今回の見直し箇所

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし				ダイレクト納付届出あり			ダイレクト納付届出なし				
	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外（前年実績）			義務化法人	左記以外（前年実績）			義務化法人	左記以外（前年実績）		
				納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付	
			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告		電子申告	書面申告		電子申告	書面申告
法人税	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○

(※) 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

### 3. プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性（個人納税者）

② 個人納税者

◀見直し前▶ ○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ✕：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者		予定申告分・中間申告分	
	ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし	ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし	ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし
所得税	×	×	×	○	✕(※1)	○
消費税	×	×	×	○	○	○

◀見直し後▶

網掛け部分：今回の見直し箇所

	確定申告分					予定申告分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし	ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし		ダイレクト納付又は振替納付届出あり	ダイレクト納付又は振替納付届出なし		
				納付書を使用しない納付方法(※2)	金融機関・税務署窓口での納付		納付書を使用しない納付方法(※2)	金融機関・税務署窓口での納付	
						電子通知希望あり	電子通知希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	×	×	○	
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○(※3)	

(※1) 令和5年3月以降送付対象外

(※2) 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※3) 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



# e-Tax

国税電子申告・納税システム

## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

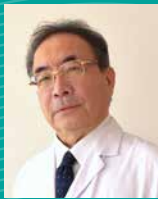
イータックス

検索



# 医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長  
脊椎センター・脊柱側彎症センター長  
江原 宗平



## せきちゆうそくわんしやう 「脊柱側彎症とは」

背骨が左右に曲がってかつ、同時にねじれを伴う状態を脊柱側彎症といいます。

彎曲の大きさは上下で最も傾いている2か所の椎骨が作る角度で評価をします。角度が30度くらいまでは変形が目立たないため、一般的には手術は実施しません。40度を超えると手術適応になる場合が増え、50度くらいでは変形も目立つため、ほぼ全例手術になります。脊柱側彎症は身体のバランスを失う事もあり、また複数種類があります。



側彎症



3DCT画像

### ●特発性側彎症

成長とともに発症して進行する原因不明の側彎症です。乳幼児期・学童期・思春期側彎症があります。思春期側彎症は第二次性徴期(10~15歳)頃に発症進行するものが最も多く、女性に多く発症します。成長が終了後も徐々に側彎が進行することもあります。

### ●症候性側彎症

さまざまな病気を原因として脊柱変形が発症する側彎症です。背骨に生まれつき形の異常がある先天性側彎症は側彎のみならず前彎や、後彎変形が多く見られます。

### ●成人側彎症

40~80代での脊柱側彎症も近年急速に増加しています。若い頃からの脊柱側彎症が放置され年齢とともに悪化したものです。進行すると腰痛や背部痛、体幹バランスが左右に偏る、前傾することによる歩行障害を呈します。呼吸器や食道炎の発症もあります。



手術風景



インプラントによる  
矯正固定例

### ●後方矯正固定術

背中の正中に手術創をおいて脊椎に到達する方法です。矯正力、固定力ともに強力で重度のカーブや長いカーブなど、固定する脊柱が広範囲になる場合や、成人側彎症に選択します。

### ●小切開前方矯正固定術

内視鏡を利用しながら脇の下に小切開で行なう手術方法で1994年に江原が考案しました。手術創が目立ちにくく若い女性に多い特発性側彎症の治療に利点となります。対象は10~20代の側彎症です。また長いカーブや重度のカーブは適応ではありません。

### 「脊椎センター・脊柱側彎症センター」

2004年夏に徳洲会グループで初めて脊椎手術に特化した部門として開設しました。2012年10月に病院新築移転に伴い世界に先駆けて脊椎専用のハイブリッド手術室を開設。2021年4月より国内では初めてロボットを活用した脊椎手術を開始しました。センターを開設した2004年4月から2023年8月末時点での脊椎手術の総件数は5,437件。脊柱側彎症は1,450件、腰椎2,868件、頸椎834件、胸椎144件その他141件です。

## 令和5年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
賛助会員	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

### □口座振替契約の皆さまへ

令和5年度下期(令和5年10月1日~令和6年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

### ■引落日:令和5年11月15日

### □口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444



# おじゃましました♪ 会員訪問

vol.048 仕事を通して地域や社会に貢献「fourb(フォービー)」さん



▲会社の魅力を最大限に活かしたサイトを作成。一新することで集客が増え、大きな結果を出しています。



◀「日本体育大学公式野球部のサイト。」

## WEB制作・開発・保守管理。人と人を結ぶコンサルティング業

藤沢駅南口近くの「(株)フォービー」は2017年12月に創業し、間もなく7年目を迎えます。「社員4名全員、血液型がB型なんです。これなら皆さんに社名を覚えていただけるのではないかと、4つのBを意味する“fourb”と命名しました」。そう話すのは代表の吉田和己さん。大手の広告代理店、WEBデザイン会社を経て、前職の仲間と起業。ディレクター、デザイナー、コーダー、コピーライターと広告業、デザイン業で実績を積んだベテランが揃っています。

「HP作成にとどまらず、お客様が抱える悩みや問題にもっと向き合い、希望や目的を叶えるためのお手伝いをしたい」。そんな想いが会社立ち上げのきっかけだと話します。

各企業をはじめ、大学や病院、藤沢市内の行政機関など多岐に渡る業種からの依頼を受け、WEB・SNSマーケティング、保守管理業務・システム開発、印刷物のデザイン・制作、映像制作・編集に至るまで幅広く請け負っています。「依頼内容に合わせ、個人ある

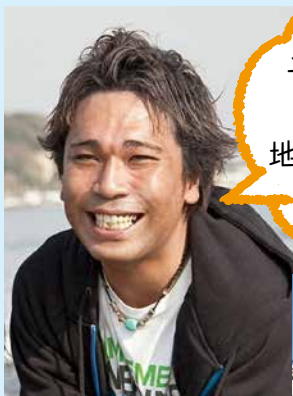
いはチームで、一人何役もこなしながら進めることも多いです」。

少人数だからこそできるレスポンスの早さ、柔軟で合理的な対応。一貫した制作業務が「フォービー」の強みとなっています。

必要に応じてイベントを企画し、展示会の実施、POP制作、事務局窓口など、提案を超えたコンサルティング業務もこなします。「多くのお客様と接し、設立時の希望通りの仕事ができているのがたいへんありがたく、勉強になっています」。

今期、「藤沢法人会青年部会」部長に新たに任命された吉田さん。藤沢税務署管内の小学校を対象にした租税教室、セミナーの開催、ビーチクリーンなど、部会員とともに積極的に活動しています。

「藤沢の素晴らしさ、企業や団体の想い、技術や経験を次世代に伝え育てていくのが私たちの使命だと考えています。将来の子ども達の幸せを願って精いっぱい頑張ります!!」。



子どもたちの明るい未来を叶えるため、地域や社会に貢献してまいります!!



藤沢法人会青年部会のビーチクリーン活動。「藤沢は部会員同士の連携が取れていて、楽しくやっています」



### 株式会社 フォービー (fourb inc.)

住所：神奈川県藤沢市南藤沢8-9 MK湘南ビル4F

TEL：0466-24-1555

HP：www.fourb.co.jp

〈事業内容〉

- ・WEBサイトの企画・制作・運営
- ・印刷物等販促物の企画・制作・管理
- ・通販サイトの制作・運営
- ・画像・動画の撮影・編集・デザイン
- ・外部事務の委託運営
- ・イベントの企画・制作・運営
- ・広告代理業

# 紙芝居



## 「紙芝居」が好きな方を募集しています！

「紙芝居」を演じて楽しみたい方（参加型）

「紙芝居」を創って楽しみたい方（創作型）

「紙芝居」を観て楽しみたい方（観覧型）

年齢を問わずどなたでも参加可能です。

↓↓↓お気軽にお問合せください。↓↓↓

### 【お問合せ】

NPO法人 紙芝居Project

E-mail : info@kamipro.info

Tel : 090-2258-7082 (島田)

